

「高松市いじめ防止基本方針」の  
改定について

# 令和 8 年第 2 回高松市議会定例会 提出議案に対する意見の申出について

教育局総務課

2

報告事項 1

## 令和 8 年第 2 回高松市議会定例会提出議案に対する 意見の申出について

令和 8 年第 2 回高松市議会定例会提出議案を提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、「意見は特にありません」との回答をしたもの。

### 議題

1. 令和 8 年度高松市一般会計予算
2. 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
3. 男木辺地に係る総合整備計画の変更について
4. 高松市歴史資料館及び菊池寛記念館展示改修業務委託契約の締結について

3

### 1 例規整備の概要

一般職の職員が、正規の勤務時間以外の時間に非常勤の特別職の職員として職務に従事した場合には、報酬を支給することができることとするため、関係条文を整備するもの

### 2 主な内容及び該当条項

主な内容	該当条項
一般職の職員が、正規の勤務時間以外の時間に非常勤の特別職の職員として職務に従事した場合には、報酬を支給することができることとするもの	第4条関係

### 3 施行期日等

令和8年4月1日

4

### 1 概要

男木辺地において整備しようとする公共的施設に、男木中学校屋内運動場及び男木小・中学校教職員用宿舎を加えるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるもの

### 2 総合整備計画書<抜粋>

(単位 千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	実施予定年度
			特定 財源	一般 財源		
男木中学校屋内運動場	高松市	30,525	15,262	15,263	15,200	令和8年度
男木小・中学校教職員用宿舎	高松市	3,000	0	3,000	3,000	令和8年度
計		33,525	15,262	18,263	18,200	

5

地方自治法第96条第1項第5号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの

- 1 契約の目的 高松市歴史資料館及び菊池寛記念館展示改修業務委託
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 242,737,000円
- 4 契約の相手方 東京都港区台場二丁目3番4号  
株式会社乃村工藝社 代表取締役 奥本 清孝

# 令和 7 年度学校医等の感謝状贈呈について

教育局保健体育課

7

報告事項 2

## 1 感謝状贈呈の概要

学校医等感謝状贈呈審査基準内規に基づき、学校医等として多年にわたり学校保健活動を推進してきた方に対し、その功績をたたえ教育委員会から感謝状を贈呈するもの。

(参考) 学校医等感謝状贈呈審査基準内規

- 1 趣旨  
この内規は、多年にわたり本市の学校保健活動を推進してきた学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）に高松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）感謝状を贈呈するための審査基準を定めるものとする。
- 2 審査基準  
前項の規定により感謝状を贈呈するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 学校医等として、20年以上在職し退職した者
  - (2) 学校医等として、10年以上在職し死亡した者
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者
- 3 選考委員会  
教育長、教育局長、教育局次長及び学校教育関係課長によって委員会を構成し選考する。
- 4 時期  
感謝状の贈呈は、原則として毎年3月に行う。  
附 則  
この内規は、昭和56年3月26日から施行し、昭和55年3月26日から適用する。  
附 則  
この内規は、平成29年4月1日から施行する。

8

## 2 候補者

### 7名（学校医等）

氏名	職名	学校名及び期間			学校医歴	備考
永井 崇雄	学校医 (内科)	女木小学校	H2.6.1～H3.3.31	10か月間	34年 5か月	勇退
		男木小学校	H2.6.1～H3.3.31	10か月間		
		男木中学校	H2.6.1～H3.3.31	10か月間		
		四番丁小学校	H4.8.24～H22.3.31 (閉校)	17年 7か月間		
		新番丁小学校	H22.4.1～R8.3.31	16年間		
太田 展生	学校医 (内科)	古高松小学校	H14.4.1～R8.3.31	24年間	24年	勇退

9

佐々木 雅英	学校医 (内科)	紫雲中学校	H10.4.1～R8.3.31	28年間	28年	勇退
兼竹 博之	学校医 (耳鼻科)	屋島西小学校	H5.4.1～H7.3.31	2年間	33年間	勇退
		屋島東小学校	H5.4.1～H8.3.31	3年間		
		古高松中学校	H5.4.1～H22.3.31	17年間		
		屋島中学校	H5.4.1～R7.3.31	32年間		
		古高松南小学校	H8.4.1～R7.3.31	29年間		
		太田小学校	H19.4.1～H20.3.31	1年間		
		屋島小学校	H5.4.1～R8.3.31	33年間		

10

亀井 智子	学校歯科医	紫雲中学校	H6.4.1~R8.3.31	32年間	32年	勇退
		亀阜小学校 みねやま分校	H28.4.1~R8.3.31	10年間		
		紫雲中学校 みねやま分校	H28.4.1~R8.3.31	10年間		
植田 佳邦	学校歯科医	玉藻中学校	S61.4.1~R8.3.31	40年間	40年	勇退
久間 一徳	学校薬剤師	川添小学校	H8.4.1~H24.3.31	16年間	30年	勇退
		川添幼稚園	H8.4.1~H24.3.31	16年間		
		円座小学校	H24.4.1~R8.3.31	14年間		
		円座幼稚園	H24.4.1~R8.3.31	14年間		

## 高松市部活動地域展開庁内連絡会について

### 1. 部活動地域展開庁内連絡会の設置について

「高松市部活動地域展開庁内連絡会設置要綱」 (令和8年2月10日策定)

#### 【設置目的】

部活動の地域展開を総合的かつ効果的に推進するため

#### 【所掌事項】

- (1) 地域展開の課題の把握並びに情報及び意見の交換に関する  
こと。
- (2) 地域クラブ活動の推進及び支援体制の構築に関する  
こと。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、前条に規定する連絡会の目的  
を達成するために必要な事項

## 【委員構成】

## 4 2 名（外局を除く全部局の関係課の主に課長級）

座 長：学校教育課及び保健体育課事務を所掌する教育局次長

副座長：生涯学習課事務を所掌する教育局次長

創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部長

	部局	職名		部局	職名
1	政策局	政策課長	8	市民局	人権・男女共同参画推進課長
2		広聴広報・シティプロモーション課長	9		くらし安全安心課長
3	総務局	危機管理課長	10	健康福祉局	地域共生社会推進課長
4		デジタル戦略課長	11		障がい福祉課長
5	財政局	財政課長	12		長寿福祉課長
6	市民局	地域協働部長	13		子育て支援課長
7		協働コミュニティ推進課長	14		こども未来館副館長
			15		健康づくり推進課長

14

	部局	職名		部局	職名
16	環境局	環境総務課長	29	消防局	消防局総務課長
17		ゼロカーボンシティ推進課長	30	病院局	みんなの病院事務局総務課長
18	創造都市推進局	産業振興課長	31	教育局	教育局総務課長
19		農林水産課長	32		教育局総務課学校施設整備室長
20		競輪場事業課長	33		学校教育課長
21		市場管理課長	34		保健体育課長
22		観光交流課長	35		生涯学習課長
23		文化芸術振興課長	36		生涯学習センター副館長
24		文化財課長	37		人権教育課長
25		スポーツ振興課長	38		中央図書館長
26		美術館美術課長	39		総合教育センター ICT教育推進室長
27		都市整備局			交通政策課長
28		公園緑地課長			

## 【事務局】保健体育課

15

## 2. 令和7年度第1回庁内連絡会の開催

開催日 令和8年2月16日（月）

- 次第
1. 教育局長挨拶
  2. 議題
    - (1) 中学校部活動の地域展開について
  3. その他



- 配布資料
- (1) 高松市部活動地域展開庁内連絡会設置要綱
  - (2) 高松市地域クラブ活動基本方針
  - (3) 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（概要）

16

### 会議で出た意見等

公園で活動したいと考えるクラブも出てくるかもしれない。他の利用者の危険にならないように、グラウンド設備のある公園等を予約して使用するよう喚起しなければならない。

（公園緑地課）

移動手段を団体において用意するイメージか、公共交通の中に組み入れていくのか。

（交通政策課）

コミュニティセンター等の施設を貸して欲しいという声も出てくると思う。中学生の活動なので、少ない負担で活動できることが望ましいと思うが、そのための予算措置やルールづくりなど、施設担当課の意見も聞きながら行っていただきたい。

（コミュニティ推進課）

現状、保護者などにどのような説明を行っているのか。

（政策課）

関係機関、例えば県警等に情報提供を行っているのか。

（くらし安全安心課）

17

## 高松市立美術館運営方針の改定について

創造都市推進局 美術館美術課

18

### 1 概要

報告事項 4

「高松市立美術館運営方針」（平成28年4月策定、令和3年4月改定）の取組期間が、令和7年度末をもって終了するに当たり、美術館を取り巻く環境の変化や多様化する市民ニーズに適切に対応するため、取組期間を更に5年間延長し、取組の方向性や項目等を見直すとともに、上位計画との整合性を図るなどして、8年4月に方針を改定するもの。

※高松市立美術館は、本市が設置する高松市美術館及び高松市塩江美術館の総称

### 2 美術館を取り巻く環境の変化と課題

#### 主な環境の変化

- 博物館法の一部改正（R5.4.1）による美術館に求められる役割の多様化・高度化
- 少子・超高齢化の急激な進行による労働力人口の減少や地域経済の縮小等
- サポート高松地区の変容とにぎわい、インバウンド等観光客の増加
- 上位計画の策定（R6.4.1）
- 地域アーツカウンシル「クリエイティブポート・高松」の開設

#### 主な課題

- 博物館法の一部改正を踏まえた取組
- 効率的な事業運営と自主財源の確保
- まちなか回遊の促進と来館者の誘引

19

# 高松市いじめ防止基本方針

令和8年2月

高 松 市  
高松市教育委員会

# 高松市いじめ防止基本方針

平成27年 4月23日  
平成29年 4月 1日 改定  
平成29年12月22日 改定  
令和 5年 3月 1日 改定  
令和 8年 2月24日 改定  
高 松 市  
高 松 市 教 育 委 員 会

## はじめに

この方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づいて、策定する。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

また、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるもの」であるという認識に立ち、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を講じる必要がある。

そこで、児童生徒をいじめの被害者にも加害者にもさせないよう、高松市教育委員会（以下「市教委」という。）・学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携の下、以下に定める基本的な方針に従って、いじめの防止等のための対策を推進する。

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市教委・学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

### 2 いじめの定義

この方針において、「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）によるものとし、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とする。

また、法の対象とする児童等は、高松市立小・中学校及び高松第一高等学校に在籍する児童生徒とし、「保護者」とは、それらの者に親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）とする。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。その際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

具体的な態様は、以下のようなものが挙げられる。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- なかまはずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる 等

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談・通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

#### (1) いじめの未然防止

全ての児童生徒が心の通い合う人間関係を構築できる社会性のある大人へと成長するためには、関係者が一体となった継続的な取組により、いじめを生まない土壌をつくる必要がある。

このため、児童生徒の豊かな情操や道徳心等の醸成に努め、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒が安心でき、自己有用感を感じられるなかまづくりに努める。

また、児童生徒がいじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない気運の醸成に努める。

さらに、保護者は子どもの教育について第一義的責任を有するものであって、子どもがいじめを行うことのないよう、必要な指導を行うよう努める。

これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について、家庭・地域を挙げた取組を推進するための普及啓発が必要である。

#### (2) いじめの早期発見

いじめを積極的に認知することは、いじめへの対応の第一歩であり、いじめの早期発見は、いじめへの早期対応の前提であることから、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高める必要がある。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあること、いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びを装って行われたり

するなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。

また、日頃から、市教委、学校、家庭、地域社会、関係機関は、相互の信頼関係を基盤として連携し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、児童生徒が示す変化を見逃さないようにし、積極的にいじめを認知するよう努める。

近年は、いじめの態様として、SNS等によるネットいじめなど発見が難しい形態の件数が増加している。そこで、外形的に確認できるいじめの状況に加えて、それぞれの児童生徒の様子の変化を注意深く見取るとともに、関係機関と連携した対策を講じる。

### (3) いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、教育的配慮の下、速やかに対応しなくてはならない。

また、いじめを受けた児童生徒を守り通すことを前提に、いじめを行った児童生徒には、その行為に対して毅然とした指導等を行う必要がある。

このため、学校は教職員全員の共通理解の下、保護者や関係機関の協力を得て組織的な対応に努める。また、保護者は学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

### (4) 教職員の資質・能力の向上と専門的知識を有する者の配置・活用

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、市教委、学校は教職員の資質・能力の向上に努めるとともに、生徒指導に係る体制等の充実のために、心理や福祉等に関する専門的知識を有する者の配置・活用等に努める。

### (5) 重大事態への対処

市教委又は学校は、重大事態（疑いを含む）が発生した場合には、市教委又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うなど、その事態に適切に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に努める。

### (6) 家庭や地域社会との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域社会はその連携を図り、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進するなど、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるように努める。

### (7) 関係機関との連携

いじめへの対応において、関係機関と連携するためには、その役割と業務を正しく理解しておくことが必要である。

また、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係機関はその役割に応じて、いじめの防止等のための連携を行う。

#### ○ 高松法務局

いじめを含めた人権問題について、専用相談電話「子どもの人権110番」や「インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）」、「SNS（LINE）による人権相談」の設置、「子どもの人権SOSミニレター」の配布を通じて、子どもたちが相談しやすい体制を取る。

そして、相談等を受けて、いじめの疑いのある事案を認知した場合には、必要な調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。

また、インターネット上のいじめに係る書き込みについて、児童生徒又はその保護者から相談を受けた場合には、事案に応じ、その削除依頼の方法を助言するほか、削除要請等を行う。

○ 香川県警察

平成16年度から実施している「高松市学校・警察相互連絡制度」等を活用し、学校と警察との連携を図るとともに、学校におけるいじめ問題については、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為（触法行為を含む。）がある場合には、いじめを受けた児童生徒や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察としての対応を行う。特に、いじめを受けた児童生徒の生命・身体の安全が脅かされているような重大事案がある場合は、捜査、補導等の措置を適切に講じる。

○ 香川県子ども女性相談センター、高松市こども女性相談課

香川県子ども女性相談センターにおいて、いじめ問題について、児童生徒や保護者、学校等からの相談を受けた場合は、家庭環境や生活歴、発達段階、性格や行動特性などについて専門的な調査を行い、関係機関と連携しながら援助を行う。必要な場合には、児童生徒の一時保護や、児童福祉施設への入所などの措置等を行う。また、高松市こども女性相談課において、保護者、児童生徒等から相談を受けた場合には、市教委をはじめ関係機関に引き継ぐとともに、連携を図り適切な支援を行う。

○ 香川県臨床心理士会、香川スクールソーシャルワーカー協会

専門的な立場から、いじめ問題に対する支援や助言を行うことができるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの養成に努める。また、市教委をはじめ関係機関との連携を図り、適切な支援を行う。

○ 高松市PTA連絡協議会

子どもをいじめの被害者にも加害者にもさせないために、日頃から共に過ごす時間や会話を大切にし、子どもの変化を見逃さないようにするとともに、家庭において社会や集団のルールや物事の善悪について、きちんと話し合う機会を設けるよう努める。また、PTAとして学校や地域社会等と連携し、いじめの防止等のための対策に取り組む。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のために高松市が実施すべき施策

#### (1) いじめの未然防止

市教委は、いじめの未然防止に至る自他を尊重する意識や児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を育成するための施策を市立小・中学校で、各校の実態に応じて実施する。

また、各校での「人権について考える集会」などの人権教育や「いじめの未然防止に向けて」の実践、市民が人権について考える「スマイルフェスティバル in たかまつ」、市立小・中学校と高松第一高等学校の代表児童生徒が参加して開催する「高松プライドプロジェクト」等において、学校や地域をよりよくするための具体的な取組についての情報交換や意見交換などを行う機会を設定する。

さらに、保護者や地域住民が学校運営に参画して地域とともにある学校づくりをめざして、市立小・中学校に学校運営協議会を、高松第一高等学校には学校評議員を設置するなど、学校・家庭・地域社会が一体となった取組を推進することでいじめのない温かな社会づくりに努めるほか、「人権作品展」や「青少年健全育成作品展」など、人権尊重都市たかまつ市民会議や高松市青少年健全育成市民会議、地域コミュニティ協議会等との連携の推進により、地域を挙げての広報啓発活動を充実させるよう努める。

## (2) いじめの早期発見・早期対応

学校生活支援員配置事業、児童生徒指導推進事業（スクールソーシャルワーカー配置）、いじめ等対策事業（スクールカウンセラー配置）、強めよう絆推進事業により、教育相談・いじめ問題対策等に専門的な知見を有する人材及び地域人材を学校に配置するとともに、「高松市児童生徒問題行動等対応マニュアル」を市立小・中学校及び高松第一高等学校に配布し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に備える。

また、市教委内にいじめ・不登校相談専門員を置き、電話相談や来庁相談に対応するとともに、それらの内容を整理・分析し、市立小・中学校及び高松第一高等学校のいじめ問題対策に活用する。

さらに、保護者に対して、啓発資料を兼ねたチェックリスト「大切な子どもに向き合い、支えよう！」の配布、「情報モラル等指導支援事業」により、家庭でのいじめの未然防止、早期発見・早期対応に備えるとともに、少年育成センター職員や、少年育成委員による補導、子どもに関する相談窓口の設置等により、市教委と地域が連携して早期発見・早期対応に努める。

## (3) いじめ問題対策に係る関係機関との連携

学校、PTA、法務局、警察、学識経験者、その他の機関等、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図る。

本市における、児童生徒のいじめ問題、暴力行為等問題行動の対策を総合的かつ効果的に推進するため、児童生徒問題行動対策連絡会を設置する。

また、事案に応じて、法的に適切に対応する観点から、市教委は、各学校がスクールロイヤーに相談できる体制を整備しておく。

## 2 いじめの防止等のために学校が実施すべき対策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

#### ア 学校いじめ防止基本方針の策定

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるもの」であり、各学校は、いじめの防止等について組織的に取り組むため、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

#### イ 児童生徒・保護者、関係機関等への説明

策定した学校いじめ防止基本方針については、各校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時や各年度の開始時に児童生徒・保護者、関係機関等に説明する。

#### ウ 学校評価による検証改善

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえて、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。その際、保護者、地域住

民、関係機関等の意見を聞くなど、具体的ないじめ防止等の対策に係る連携に努める。

## (2) いじめの防止等の対策のための組織

学校におけるいじめの未然防止、早期発見、事案への対処、学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組等に関する措置を実効的に行うため、校長のリーダーシップの下、複数の教職員、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等）等により構成されるいじめの防止等の対策のための中核となる組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）を設置する。

運営に当たっては、学校はいじめ対策の企画立案、事案対処等を多くの教職員が経験することができるよう、組織の構成を工夫・改善する。

## (3) いじめの未然防止

### ア お互いの人権を尊重し合える態度の育成（人権教育の充実）

児童生徒の自己有用感を高める取組と、他人の人権を尊重する意識と態度を育成する取組により、安心して自己表現、自己決定できる支持的雰囲気のある、温かい学級集団づくりに努める。

### イ 道徳教育及び体験活動

いじめの防止や生命尊重等に向けて、道徳教育及び体験活動等を推進する。

### ウ 児童生徒の主体的な活動

道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を支援し、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる等、いじめを行う者や傍観者を生まない集団づくりに努める。特に、『強めよう絆』月間等においては、積極的に推進する。

### エ 保護者との連携

いじめの防止等に関する学校の取組について保護者への啓発に努めるとともに、いじめの防止等に向けて、保護者との連携を図る。

### オ 特に配慮が必要な児童生徒への対応

特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

### カ 関係機関や地域社会との連携

関係機関の役割と業務を理解した上で、いじめの防止等に向けて、関係機関や地域社会との連携を図る。

## (4) いじめの早期発見

### ア 日常的な観察・情報共有等

全ての教職員が、児童生徒が示す変化を見逃さないように努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換による情報の共有に努める。また、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるため、日頃から児童生徒との信頼関係の構築に努めるとともに、教職員と児童生徒・保護者との日々の学校生活についてやりとりをする「連絡帳」、「生活ノート」等を活用して、学校生活や友人関係等の把握にも努める。

### イ アンケートの実施

いじめの実態を把握するため、児童生徒に対する定期的なアンケート調査を実施する。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、また、選択式と記述式のそれぞれの

特長を生かし、必要に応じて、組み合わせて実施する。アンケートの結果は、適切な内容及び方法で、保護者にも伝える。(アンケート質問票の原本等の一次資料は当該児童生徒が卒業するまで保存、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料は5年保存とする。)

#### ウ 相談体制に係る情報の周知及び教育相談の実施

児童生徒の悩みを積極的に受け止めるため、教育相談窓口等の情報を積極的に周知するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や教職員による教育相談を実施する。周知に当たっては、いじめの解決につながった事例を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。

#### エ 児童生徒からの相談に対する迅速な対応

児童生徒が自らSOSを発信することやいじめの情報を教職員に報告することは、児童生徒にとって多大な勇気を要することであることを理解し、児童生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。

#### オ 保護者との信頼関係の構築

保護者が教職員に相談しやすい環境づくりに配慮し、安心して相談できる信頼関係の構築に努める。

### (5) いじめに対する措置

いじめの事実があると思われるときは、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、関係児童生徒や教職員から事情を聴き取るなどして事実関係を確認したり、保護者に報告・相談したりした上で、組織的に対応方針を決定し、対象(いじめを受けた)児童生徒(以降、対象児童生徒)を徹底して守り通す。関係(いじめを行った)児童生徒(以降、関係児童生徒)に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、各教職員は、その対応方針等に沿って、いじめに係る情報を市教委が作成した対応記録の様式等を参考に、適切に記録しておく必要がある。

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合には、所轄の警察署と連携するなどして対応する。特に、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に対処する。

### (6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること(相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする)」「②対象児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの対象児童生徒及び関係児童生徒については、日常的に注意深く観察するよう努める。

### (7) 教職員の資質・能力の向上

いじめは教職員が気付きにくい形で行われることに留意し、児童生徒のわずかな変化を敏感に察

知できるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなどして、いじめの防止等についての校内研修等を推進する。

#### (8) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを利用した名誉毀損、児童ポルノ関連事犯等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案については、匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有していることを踏まえ、警察と連携しつつ適切に対応する。

また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、対象児童生徒に深刻な心の傷を与えかねない行為であることを理解させる等、児童生徒に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行う。

#### (9) 学校評価における留意事項

学校評価を行うに際して、いじめの問題を取り扱う場合には、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、積極的にいじめを認知することによる適切な対応を肯定的に評価するなど、いじめの防止等のための適切な取組について評価するよう留意する。

### 第3 重大事態への対処

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した際は、速やかに市教委又は学校の下に調査を行うための組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。調査にあたっては、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)等に沿って対応する。児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。また、「いじめ防止対策推進法」第28条第1・2項では、「疑い」がある段階で調査を行うとしていることから、同法要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う。重大事態調査を実施する際には、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。市教委及び学校は、重大事態が発生した際は、市長に重大事態が発生した旨を報告し、調査結果についても市長へ説明する。

#### 1 調査を行う組織

調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成する。学校の設置者が主体となるか、学校が主体となるかの判断は、個別の重大事態の状況に応じて、市教委が行う。

市教委は、あらかじめ、いじめの問題に係る調査を行う組織の調査員候補者を選任しておき、高松市立学校において重大事態が発生し、市教委の調査が必要となった場合には、候補者から調査員を選任し調査を行う。一方、学校が調査する場合、学校に置かれた「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。その際、ガイドライン第6章第2節に基づいて、適切な調査を行うことができる組織体制を検討するとともに、従前の経緯や事案の特性等を踏まえつつ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができるよう、特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織となるように努める。

## 2 調査について

調査は、速やかに実施するものとし、学校は調査員の調査活動に対して、児童生徒への教育的配慮の下、便宜を図るものとする。調査の実施に当たっては、ガイドライン第8章に基づき、適切な手順と方法で行う。

自殺事案の調査は、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月1日 文部科学省初等中等教育局長）を参考とする。

## 3 対象児童生徒・保護者等に対する説明、報告等

調査を行う前には、ガイドライン第7章に基づき、対象児童生徒・保護者及び関係児童生徒・保護者への事前説明を行う。調査中の経過については、ガイドライン第8章に基づき、適切な報告を行う。調査結果については、ガイドライン第9章に基づき、報告書に則って対象児童生徒・保護者及び関係児童生徒・保護者への説明を行う。

調査によって確認された事実関係等は、関係する児童生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用するとともに、同種の事態の発生の防止に努めるために活用する。

## 第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

この基本方針は、より実効性の高い取組を実施するため、いじめの防止等に関する国、県、市及び市教委の施策の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

## 参考資料

- ・いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日）
- ・いじめの防止等のための基本的な方針【改訂版】（平成29年3月14日 文部科学大臣）
- ・生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）（平成26年7月1日 文部科学省初等中等教育局長）
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月 文部科学省）
- ・子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）[概要]  
（平成26年7月1日 文部科学省初等中等教育局長）
- ・香川県いじめ防止基本方針（平成29年6月20日 改定 香川県）
- ・高松市児童生徒問題行動等対応マニュアル（令和7年3月 改訂 高松市教育委員会）
- ・いじめ問題に関する文部科学省通知

【新旧対照表】高松市いじめ防止基本方針

高松市いじめ防止基本方針（平成27年4月23日制定）の一部を次のように改定する。

改定後	改定前
<p>高松市いじめ防止基本方針</p> <p>【P2～3】</p> <p>3 いじめの防止等に関する基本的考え方</p> <p>(4) 教職員の資質・能力の向上と専門的知識を有する者の配置・活用 いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、<u>市教委、学校</u>は教職員の資質・能力の向上に努めるとともに、生徒指導に係る体制等の充実のために、心理や福祉等に関する専門的知識を有する者の配置・活用等に努める。</p> <p><u>(5) 重大事態への対処</u> <u>市教委</u>又は<u>学校</u>は、重大事態（疑いを含む）が発生した場合には、市教委又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うなど、その事態に適切に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に努める。</p> <p><u>(6) 家庭や地域社会との連携</u> 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域社会はその連携を図り、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進するなど、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるように努める。</p> <p><u>(7) 関係機関との連携</u> いじめへの対応において、関係機関と連携するためには、その役割と業務を正しく理解しておくことが必要である。 また、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよ</p>	<p>高松市いじめ防止基本方針</p> <p>3 いじめの防止等に関する基本的考え方</p> <p>(4) 教職員の資質・能力の向上と専門的知識を有する者の配置・活用 いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質・能力の向上に努めるとともに、生徒指導に係る体制等の充実のために、心理や福祉等に関する専門的知識を有する者の配置・活用等に努める。</p> <p>(7) 重大事態への対処 <u>学校</u>又は<u>市教委</u>は、重大事態（疑いを含む）が発生した場合には、市教委又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うなど、その事態に適切に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に努める。</p> <p>(5) 家庭や地域社会との連携 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域社会はその連携を図り、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進するなど、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるように努める。</p> <p>(6) 関係機関との連携 いじめへの対応において、関係機関と連携するためには、その役割と業務を正しく理解しておくことが必要である。 また、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよ</p>

改定後	改定前
<p>う、関係機関はその役割に応じて、いじめの防止等のための連携を行う。</p> <p><u>○ 高松法務局</u></p> <p><u>いじめを含めた人権問題について、専用相談電話「子どもの人権110番」や「インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）」、「SNS（LINE）による人権相談」の設置、「子どもの人権SOSミニレター」の配布を通じて、子どもたちが相談しやすい体制を取る。</u></p> <p><u>そして、相談等を受けて、いじめの疑いのある事案を認知した場合には、必要な調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。</u></p> <p><u>また、インターネット上のいじめに係る書き込みについて、児童生徒又はその保護者から相談を受けた場合には、事案に応じ、その削除依頼の方法を助言するほか、削除要請等を行う。</u></p> <p><u>○ 香川県警察</u></p> <p><u>平成16年度から実施している「高松市学校・警察相互連絡制度」等を活用し、学校と警察との連携を図るとともに、学校におけるいじめ問題については、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為（触法行為を含む。）がある場合には、いじめを受けた児童生徒や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察としての対応を行う。特に、いじめを受けた児童生徒の生命・身体の安全が脅かされているような重大事案がある場合は、捜査、補導等の措置を適切に講じる。</u></p> <p><u>○ 香川県子ども女性相談センター、高松市こども女性相談課</u></p> <p><u>香川県子ども女性相談センターにおいて、いじめ問題について、児童生徒や保護者、学校等からの相談を受けた場合は、家庭環境や生活歴、発達段階、性格や行動特性などについて専門的な調査を行い、関係機関と連携しながら援助を行う。必要な場合には、児童生徒の一時保護や、児童福祉施設への入所などの措置等を行う。また、高松市こども女性相談課において、保護者、児童生徒等から相談を受けた場合には、市教委をはじめ関係機関に引き継ぐとともに、</u></p>	<p>う、関係機関はその役割に応じて、いじめの防止等のための連携を行う。</p> <div data-bbox="1146 301 2096 359" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「3 関係機関等の役割と対策」の項目を削除し、ここに移動。</p> </div>

改定後	改定前
<p><u>連携を図り適切な支援を行う。</u></p> <p><u>○ 香川県臨床心理士会、香川スクールソーシャルワーカー協会</u>  <u>専門的な立場から、いじめ問題に対する支援や助言を行うことができるスク</u>  <u>ールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの養成に努める。また、市教</u>  <u>委をはじめ関係機関との連携を図り、適切な支援を行う。</u></p> <p><u>○ 高松市PTA連絡協議会</u>  <u>子どもをいじめの被害者にも加害者にもさせないために、日頃から共に過ご</u>  <u>す時間や会話を大切にし、子どもの変化を見逃さないようにするとともに、家</u>  <u>庭において社会や集団のルールや物事の善悪について、きちんと話し合う機会</u>  <u>を設けるよう努める。また、PTAとして学校や地域社会等と連携し、いじめ</u>  <u>の防止等のための対策に取り組む。</u></p> <p><b>【P4～5】</b></p> <p><b>第2 いじめの防止等のための対策に関する事項</b></p> <p><b>1 いじめの防止等のために高松市が実施すべき施策</b></p> <p>(1) いじめの未然防止</p> <p>市教委は、いじめの未然防止に至る自他を尊重する意識や児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を育成するための施策を市立小・中学校で、各校の実態に応じて実施する。</p> <p>また、各校での「人権について考える集会」などの人権教育や「いじめの未然防止に向けて」の実践、市民が人権について考える「スマイルフェスティバル in たかまつ」、<u>市立小・中学校と高松第一高等学校の代表児童生徒が参加して開催する「高松プライドプロジェクト」</u>等において、学校や地域をよりよくするための具体的な取組についての情報交換や意見交換などを行う機会を設定する。</p> <p>さらに、<u>保護者や地域住民が学校運営に参画して地域とともにある学校づく</u></p>	<p>第2 いじめの防止等のための対策に関する事項</p> <p>1 いじめの防止等のために高松市が実施すべき施策</p> <p>(1) いじめの未然防止</p> <p>市教委は、いじめの未然防止に至る自他を尊重する意識や児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を育成するため、「スマイルあいさつ運動」、「『強めよう絆』月間」、「ありがとうの日」、「情報モラル教育推進事業」の施策を市立小・中学校で、各校の実態に応じて実施する。</p> <p>また、各校での「人権について考える集会」などの人権教育や「いじめの未然防止に向けて」の実践、市民が人権について考える「スマイルフェスティバル in たかまつ」、全市立中学校の代表生徒が参加して開催する「高松市連合生徒会（T P P）」等において、<u>主体的に</u>学校や地域をよりよくするための具体的な取組についての情報交換や意見交換などを行う機会を設定する。</p> <p>さらに、「人権作品展」や「青少年健全育成作品展」など、人権尊重都市たか</p>

改定後	改定前
<p data-bbox="152 178 1122 437"><u>りをめざして、市立小・中学校に学校運営協議会を、高松第一高等学校には学校評議員を設置するなど、学校・家庭・地域社会が一体となった取組を推進すること</u>でいじめのない温かな社会づくりに努めるほか、「人権作品展」や「青少年健全育成作品展」など、人権尊重都市たかまつ市民会議や<u>高松市青少年健全育成市民会議</u>、地域コミュニティ協議会等との連携の推進により、地域を挙げての広報啓発活動を充実させるよう努める。</p> <p data-bbox="136 497 568 528">(2) いじめの早期発見・早期対応</p> <p data-bbox="152 544 1122 802">学校生活支援員配置事業、児童生徒指導推進事業（スクールソーシャルワーカー配置）、いじめ等対策事業（スクールカウンセラー配置）、強めよう絆推進事業により、教育相談・いじめ問題対策等に専門的な知見を有する人材及び地域人材を学校に配置するとともに、「高松市児童生徒問題行動等対応マニュアル」<u>を</u>市立小・中学校及び高松第一高等学校に配布し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に備える。</p> <p data-bbox="152 818 1122 938">また、市教委内にいじめ・不登校相談専門員を置き、電話相談<u>や</u>来庁相談に対応するとともに、それらの内容を整理・分析し、市立小・中学校及び高松第一高等学校のいじめ問題対策に活用する。</p> <p data-bbox="152 954 1122 1166">さらに、保護者に対して、啓発資料を兼ねたチェックリスト「大切な子どもに向き合い、支えよう！」の配布、「情報モラル等指導支援事業」により、家庭でのいじめの未然防止、早期発見・早期対応に備えるとともに、少年育成センター職員や、少年育成委員による補導、子どもに関する相談窓口<u>の設置</u>等により、市教委と地域が連携して早期発見・早期対応に努める。</p> <p data-bbox="136 1273 707 1303">(3) いじめ問題対策に係る関係機関との連携</p> <p data-bbox="152 1319 1122 1394">学校、PTA、法務局、警察、学識経験者、その他の機関等、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図る。</p> <p data-bbox="174 1410 1122 1437"><u>本市における、児童生徒のいじめ問題、暴力行為等問題行動の対策を総合的</u></p>	<p data-bbox="1151 178 2123 256">まつ市民会議や地域コミュニティ協議会<u>や健全育成団体</u>等との連携の推進により、地域を挙げての広報啓発活動を充実させるよう努める。</p> <p data-bbox="1135 497 1568 528">(2) いじめの早期発見・早期対応</p> <p data-bbox="1151 544 2123 802">学校生活支援員配置事業、児童生徒指導推進事業（スクールソーシャルワーカー配置）、いじめ等対策事業（スクールカウンセラー配置）、強めよう絆推進事業<u>により</u>、教育相談・いじめ問題対策等に専門的な知見を有する人材及び地域人材を学校に配置するとともに、「高松市児童生徒問題行動等対応マニュアル」<u>の適宜改訂を行い、高松市立小・中学校及び高松第一高等学校に配布し、いじめの未然防止を行い、</u>早期発見・早期対応に備える。</p> <p data-bbox="1151 818 2123 938">また、市教委内にいじめ・不登校相談専門員を置き、電話相談、来庁相談に対応するとともに、それらの内容を整理・分析し、市立小・中学校及び高松第一高等学校のいじめ問題対策に活用する。</p> <p data-bbox="1151 954 2123 1212">さらに、保護者に対して、啓発資料を兼ねたチェックリスト「大切な子どもに向き合い、支えよう！」の配布、「情報モラル等指導支援事業」により、家庭でのいじめの未然防止、早期発見・早期対応に備えるとともに、少年育成センター職員や、少年育成委員による補導、子どもに関する相談窓口、「<u>こどもスマイルテレホン</u>」紹介カードの配布等により、市教委と地域が連携して早期発見・早期対応に努める。</p> <p data-bbox="1135 1273 1706 1303">(3) いじめ問題対策に係る関係機関との連携</p> <p data-bbox="1151 1319 2123 1394">学校、PTA、法務局、警察、学識経験者、その他の機関等、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図る。</p> <p data-bbox="1173 1410 2123 1437">また、事案に応じて、法的に適切に対応する観点から、市教委は、各学校が</p>

改定後	改定前
<p data-bbox="147 177 1043 209"><u>かつ効果的に推進するため、児童生徒問題行動対策連絡会を設置する。</u></p> <p data-bbox="147 225 1120 300">また、事案に応じて、法的に適切に対応する観点から、市教委は、各学校がスクールロイヤーに相談できる体制を整備しておく。</p> <p data-bbox="132 360 224 392"><b>【P5】</b></p> <p data-bbox="120 405 768 437"><b>2 いじめの防止等のために学校が実施すべき対策</b></p> <p data-bbox="134 450 600 481">(1) 学校いじめ防止基本方針の策定</p> <p data-bbox="147 494 739 526">イ 児童生徒・保護者、関係機関等への説明</p> <p data-bbox="172 539 1104 710">策定した学校いじめ防止基本方針については、<u>各校</u>のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時<u>や</u>各年度の開始時に児童生徒・保護者、関係機関等に説明する。</p> <p data-bbox="132 770 224 802"><b>【P6】</b></p> <p data-bbox="134 815 432 847">(3) いじめの未然防止</p> <p data-bbox="147 860 490 892">イ 道徳教育及び体験活動</p> <p data-bbox="172 904 1120 979">いじめの防止や生命尊重等に向けて、道徳教育及び体験活動等を推進する。</p> <p data-bbox="147 1040 573 1072">カ 関係機関や地域社会との連携</p> <p data-bbox="172 1085 1120 1160">関係機関の役割と業務を理解した上で、いじめの防止等に向けて、関係機関や地域社会との連携を図る。</p> <p data-bbox="132 1268 224 1300"><b>【P7】</b></p> <p data-bbox="134 1313 432 1345">(4) いじめの早期発見</p> <p data-bbox="147 1358 432 1390">イ アンケートの実施</p> <p data-bbox="199 1402 1120 1434">いじめの実態を把握するため、児童生徒に対する定期的なアンケート調査</p>	<p data-bbox="1144 177 1805 209">スクールロイヤーに相談できる体制を整備しておく。</p> <p data-bbox="1144 494 1738 526">イ 児童生徒・保護者、関係機関等への説明</p> <p data-bbox="1169 539 2121 710">策定した学校いじめ防止基本方針については、<u>各学校</u>のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時<u>、</u>各年度の開始時に児童生徒・保護者、関係機関等に説明する。</p> <p data-bbox="1133 815 1431 847">(3) いじめの未然防止</p> <p data-bbox="1144 860 1487 892">イ 道徳教育及び体験活動</p> <p data-bbox="1169 904 2121 979"><u>いじめの防止や生命尊重等に向けて、「スマイルあいさつ運動」「ありがとうの日」の取組等を含めた、道徳教育及び体験活動等を推進する。</u></p> <p data-bbox="1144 1040 1570 1072">カ 関係機関や地域社会との連携</p> <p data-bbox="1169 1085 2121 1256"><u>関係機関の役割と業務を理解した上で、いじめの防止等に向けて、関係機関や地域社会との連携を図る。特に、地域社会との連携については、地域コミュニティ協議会等とも連携した「スマイルあいさつ運動」などの取組の機会を積極的に活用する。</u></p> <p data-bbox="1133 1313 1431 1345">(4) いじめの早期発見</p> <p data-bbox="1144 1358 1431 1390">イ アンケートの実施</p> <p data-bbox="1196 1402 2121 1434">いじめの実態を把握するため、児童生徒に対する定期的なアンケート調査</p>

改定後	改定前
<p>を実施する。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、また、選択式と記述式のそれぞれの特長を生かし、必要に応じて、組み合わせて実施する。アンケートの結果は、適切な内容及び方法で、保護者にも伝える。<u>(アンケート質問票の原本等の一次資料は当該児童生徒が卒業するまで保存、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料は5年保存とする。)</u></p>	<p>を実施する。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、また、選択式と記述式のそれぞれの特長を生かし、必要に応じて、組み合わせて実施する。アンケートの結果は、適切な内容及び方法で、保護者にも伝える。</p>
<p>(5) いじめに対する措置</p> <p>いじめの事実があると思われるときは、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、<u>関係児童生徒や教職員から事情を聴き取るなどして事実関係を確認したり、保護者に報告・相談したりした上で、組織的に対応方針を決定し、対象(いじめを受けた)児童生徒(以降、対象児童生徒)を徹底して守り通す。関係(いじめを行った)児童生徒(以降、関係児童生徒)に対しては、…(略)</u></p>	<p>(5) いじめに対する措置</p> <p>いじめの事実があると思われるときは、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、<u>保護者に報告・相談した上で、関係児童生徒や教職員から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。加害児童生徒に対しては、…(略)</u></p>
<p>(6) いじめの解消</p> <p>いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること(相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする)」「②<u>対象</u>児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。</p> <p>上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの<u>対象</u>児童生徒及</p>	<p>(6) いじめの解消</p> <p>いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること(相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする)」「②<u>被害</u>児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。</p> <p>上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの<u>被害</u>児童生徒及</p>

改定後	改定前
<p>び<b>関係</b>児童生徒については、日常的に注意深く観察するよう努める。</p>	<p>び<b>加害</b>児童生徒については、日常的に注意深く観察するよう努める。</p>
<p><b>【P7～8】</b></p>	
<p>(7) 教職員の資質・能力の向上</p> <p>いじめは教職員が気づきにくい形で行われることに留意し、児童生徒のわずかな変化を敏感に察知できるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなどして、いじめの防止等についての校内研修等を推進する。</p>	<p>(7) 教職員の資質・能力の向上</p> <p>いじめは教職員が気づきにくい形で行われることに留意し、児童生徒のわずかな変化を敏感に察知できるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなど、いじめの防止等についての校内研修等を推進する。</p>
<p><b>【P8】</b></p>	
<p>(8) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進</p> <p>… (略) …</p> <p>また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、<b>対象児童生徒</b>に深刻な心の傷を与えかねない行為であることを理解させる等、この方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づいて、策定する。</p>	<p>(8) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進</p> <p>… (略) …</p> <p>また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、<b>被害者</b>に深刻な心の傷を与えかねない行為であることを理解させる等、この方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づいて、策定する。</p>
<p><b>第3 重大事態への対処</b></p>	<p><b>第3 重大事態への対処</b></p>
<p>いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した際は、速やかに市教委又は学校の下に調査を行うための組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。調査にあたっては、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(以下、「<b>ガイドライン</b>」)という。)等に沿って対応する。<b>児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものと</b>して報告・調査等に当たる。また、「いじめ防止対策推進法」第28条第1・2項では、「<b>疑い</b>」がある段階で調査を行うとしていることから、同法要件に照らして<b>いじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事</b></p>	<p>いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した際は、速やかに市教委又は学校の下に調査を行うための組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。調査にあたっては、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等に沿って対応する。当該事案が重大事態であると認められる場合、市教委を通じて市長に報告する。</p>

改定後	改定前
<p><u>態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う。重大事態調査を実施する際には、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。市教委及び学校は、重大事態が発生した際は、市長に重大事態が発生した旨を報告し、調査結果についても市長へ説明する。</u></p> <p><b>1 調査を行う組織</b></p> <p>調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成する。<u>学校の設置者が主体となるか、学校が主体となるかの判断は、個別の重大事態の状況に応じて、市教委が行う。</u></p> <p>市教委は、あらかじめ、いじめの問題に係る調査を行う組織の調査員候補者を選任しておき、高松市立学校において重大事態が発生し、市教委の調査が必要となった場合には、候補者から調査員を選任し調査を行う。一方、学校が調査する場合、学校に置かれた「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。<u>その際、ガイドライン第6章第2節に基づいて、適切な調査を行うことができる組織体制を検討するとともに、従前の経緯や事案の特性等を踏まえつつ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができるよう、特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織となるように努める。</u></p> <p><b>【P9】</b></p> <p><b>2 調査について</b></p> <p>調査は、速やかに実施するものとし、学校は調査員の調査活動に対して、児童生徒への教育的配慮の下、便宜を図るものとする。<u>調査の実施に当たっては、ガイドライン第8章に基づき、適切な手順と方法で行う。</u></p> <p>自殺事案の調査は、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月1日文科科学省初等中等教育局長）を参考とする。</p>	<p>改定前</p> <p><b>1 調査を行う組織</b></p> <p>調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成する。</p> <p>市教委は、あらかじめ、いじめの問題に係る調査を行う組織の調査員候補者を選任しておき、高松市立学校において重大事態が発生し、市教委の調査が必要となった場合には、候補者から調査員を選任し調査を行う。一方、学校が調査する場合、学校に置かれた「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。</p> <p><b>2 調査について</b></p> <p>調査は、速やかに実施するものとし、学校は調査員の調査活動に対して、児童生徒への教育的配慮の下、便宜を図るものとする。</p> <p>自殺事案の調査は、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月1日文科科学省初等中等教育局長）を参考とする。</p>

改定後	改定前
<p><b>3 対象児童生徒・保護者等に対する説明、報告等</b></p> <p><u>調査を行う前には、ガイドライン第7章に基づき、対象児童生徒・保護者及び関係児童生徒・保護者への事前説明を行う。調査中の経過については、ガイドライン第8章に基づき、適切な報告を行う。調査結果については、ガイドライン第9章に基づき、報告書に則って対象児童生徒・保護者及び関係児童生徒・保護者への説明を行う。</u></p> <p>調査によって確認された事実関係等は、関係する児童生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用するとともに、同種の事態の発生の防止に努めるために活用する。</p> <p><b>【P10】</b></p> <p><b>参考資料</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日）</u></li> <li>・ <u>いじめの防止等のための基本的な方針【改訂版】（平成29年3月14日文科科学大臣）</u></li> <li>・ <u>生徒指導提要（令和4年12月文部科学省）（平成26年7月1日文科科学省初等中等教育局長）</u></li> <li>・ <u>いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月文部科学省）</u></li> <li>・ <u>子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）【概要】（平成26年7月1日文科科学省初等中等教育局長）</u></li> <li>・ <u>香川県いじめ防止基本方針（平成29年6月20日改定香川県）</u></li> <li>・ <u>高松市児童生徒問題行動等対応マニュアル（令和7年3月改訂高松市教育委員会）</u></li> <li>・ <u>いじめ問題に関する文部科学省通知</u></li> </ul>	<p><b>3 保護者への報告等</b></p> <p><u>調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を、教育的配慮をした上で適切に提供する。</u></p> <p>調査によって確認された事実関係等は、関係する児童生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用するとともに、同種の事態の発生の防止に努めるために活用する</p> <p><b>資料</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別添資料1 <u>令和4年度教育指針（抜粋）（令和4年3月高松市教育委員会）</u></li> <li>別添資料2 <u>高松市児童生徒問題行動等対応マニュアル（抜粋）（平成29年3月高松市教育委員会）</u></li> <li>別添資料3 <u>児童生徒問題行動対策連絡会設置要綱（平成28年4月1日改正高松市教育委員会）</u></li> <li>別添資料4 <u>子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）【概要】（平成26年7月1日文科科学省初等中等教育局長）</u></li> <li>参考資料1 <u>いじめの防止等のための基本的な方針【改訂版】（平成29年3月14日文科科学大臣）</u></li> <li>参考資料2 <u>いじめ防止対策推進法等に基づくいじめに関する対応について（令和3年9月21日文科科学省初等中等教育局児童生徒課）</u></li> <li>参考資料3 <u>いじめ対応の更なる強化・改善について（通知）（令和4年5月17日文科科学省初等中等教育局長事務代理文部科学審議官）</u></li> <li>参考資料4 <u>いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について（通知）（平成31年3月29日文科科学省初等中等教育局長）</u></li> </ul>

改定後	改定前
	<p><u>参考資料5</u> いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）（令和5年2月7日文部科学省初等中等教育局長）</p> <p><u>参考資料6</u> 香川県いじめ防止基本方針（平成29年6月20日改定香川県）</p> <p><u>参考資料7</u> 不登校重大事態に係る調査の指針について（通知） （平成28年3月11日文部科学省初等中等教育局長）</p> <p><u>参考資料8</u> いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成および新年度に向けた取組について（通知）（平成28年3月18日文部科学省初等中等教育局児童生徒課長）</p> <p><u>参考資料9</u> いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）</p>
<p>備考 改定部分は下線が引かれた部分であり、その表示方法は、高松市要綱等の一部改正に係る新旧対照表作成要領（平成25年4月18日施行）の定めるところによる。</p>	

令和8年度

当初予算の概要

教育委員会関係（抜粋）

The logo for TKKMT Takamatsu. It features the acronym "TKKMT" in a bold, orange, sans-serif font above the Japanese characters "高松" (Takamatsu) in a larger, bold, orange, stylized font. The entire logo is centered on a light teal rectangular background.

令和8年2月

高松市教育委員会

3 一般会計歳出予算款別表(令和7年度当初予算額対比)

(単位:千円)

科 目	令和8年度		令和7年度		比 較 増 減	
	当初予算額 A	構成比 %	当初予算額 B	構成比 %	金 額 A-B	前年度比 A/B %
1 議 会 費	720,282	0.4	728,473	0.4	△ 8,191	98.9
2 総 務 費	20,099,647	10.4	15,559,164	8.4	4,540,483	129.2
3 民 生 費	88,244,496	45.8	83,603,556	45.3	4,640,940	105.6
4 衛 生 費	16,781,750	8.7	19,017,996	10.3	△ 2,236,246	88.2
5 労 働 費	182,388	0.1	338,331	0.2	△ 155,943	53.9
6 農林水産業費	2,596,302	1.3	2,926,777	1.6	△ 330,475	88.7
7 商 工 費	3,476,697	1.8	4,009,744	2.2	△ 533,047	86.7
8 土 木 費	15,552,118	8.1	15,714,168	8.5	△ 162,050	99.0
9 消 防 費	5,885,862	3.0	5,515,599	3.0	370,263	106.7
10 教 育 費	21,945,188	11.4	19,492,216	10.6	2,452,972	112.6
11 災 害 復 旧 費	10,000	0.0	10,353	0.0	△ 353	96.6
12 公 債 費	17,050,270	8.8	17,167,723	9.3	△ 117,453	99.3
13 諸 支 出 金	155,000	0.1	215,900	0.1	△ 60,900	71.8
14 予 備 費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
合 計	192,800,000	100.0	184,400,000	100.0	8,400,000	104.6

## 主な重点取組対象事業及び新規・拡充事業等の概要【教育局】

(★:重点取組対象事業、新:新規事業、拡:拡充事業、網掛けは新規・拡充事業)

<b>★ ・ 外国人児童生徒等支援事業【学校教育課】</b>	[11,172千円]
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 日本語初期指導教室「ひまわり」<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 編入後間もない、日本語指導が必要な児童生徒に対し、初歩的な日本語指導を集中的に実施</li></ul></li><li>場 所：高松第一小・中学校内 日本語初期指導教室「ひまわり」</li><li>対象者：高松第一小・中学校に在籍する初歩的な日本語指導が必要な児童生徒 定員 5名</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>▪ 日本語教育指導者派遣事業<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 日本語指導を必要としている外国人児童生徒等に対し、学習や生活についての指導援助を行う指導者を派遣</li></ul></li><li>対象者：日本語指導が必要な児童生徒</li><li>原則、1回2時間 隔週で1回程度（年間20回）</li></ul>	
<b>★ 拡 子どものシビックプライド醸成事業【学校教育課】</b>	[2,684千円]
<p><b>拡</b> 高松プライドプロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"><li><b>新</b> 市内事業者から講師を募り、各自が企画・運営するブースにおいて、参加者が自ら興味のあるものを選択し、職業体験を行う「ゆめマルシェ」を実施</li><li>▪ 高松の魅力・良さを伝えるPR動画（ショートムービー）の放映</li><li>▪ 高松魅力発見プロジェクト<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 高松まるっとマップウェブサイトの運用</li></ul></li></ul>	
<b>拡 学校給食費管理事業【保健体育課】</b>	[1,746,970千円]
<p><b>拡</b> 小学校給食費の公費負担</p> <ul style="list-style-type: none"><li><b>新</b> 国・県による市立小学校給食費の抜本的負担軽減 一人当たり月額5,200円</li><li><b>新</b> 学校給食食材費の上記負担軽減額超過分を公費負担</li><li><b>新</b> 附属高松小学校の給食食材費無償化の実施</li></ul> <p><b>拡</b> アレルギー対応等のため弁当を持参する児童等に対する補助</p> <p><b>拡</b> 中学校給食費の公費負担</p> <ul style="list-style-type: none"><li><b>拡</b> 第1学期分の給食費の無償化</li><li><b>拡</b> 第1学期分のアレルギー対応等のため弁当を持参する生徒に対する補助</li><li><b>拡</b> 第2学期以降、学校給食食材費の物価高騰分を公費負担<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 第3子以降の給食費無償化</li></ul></li></ul>	
<b>拡 生徒等健康診断事業【保健体育課】</b>	[10,416千円]
<p><b>拡</b> 脊柱側弯症検診を新たに実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▪ 対象：市立中学校1年生</li></ul>	

主な重点取組対象事業及び新規・拡充事業等の概要【教育局】

(★:重点取組対象事業、新:新規事業、拡:拡充事業、網掛けは新規・拡充事業)

<p><b>★ 新 つながる心と学びサポート事業【総合教育センター】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 教育支援センターの運営（新塩屋町虹の部屋） <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 低・中学年（小学校1～4年）支援教室（なないろ）</li> <li>▪ 高学年（小学校5・6年）、中学生個別支援教室（しずく）</li> </ul> </li> <li>▪ 校内サポートルームへの支援員の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 不登校児童生徒のための、校内サポートルームに1校当たり1名を配置 （小・中学校：11校）</li> </ul> </li> <li>▪ 民間フリースクール等への助成 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 一団体当たり最大15万円 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 教育相談事業、学習及び体験活動等の実施に係る費用 上限5万円</li> <li>▪ 児童生徒受入実績に応じた加算 上限10万円（出席1回につき500円）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>▪ 幼保小の架け橋プログラム推進事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 推進会議、保こ幼・小合同研修会の開催など</li> </ul> </li> </ul>	<p>[58,802千円]</p>
<p><b>拡 小・中学校施設老朽化対策事業</b></p> <p><b>【教育局総務課 学校施設整備室】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 植田小学校：北棟校舎長寿命化改修工事等</li> </ul> <p><b>拡</b> 太田小学校：代替運動場造成設計等</p> <p><b>拡</b> 花園小学校：南棟校舎長寿命化改修工事等</p> <p><b>拡</b> 協和中学校：東棟校舎改築に伴う仮設校舎賃貸借</p> <p><b>拡</b> 香川第一中学校：北・中棟長寿命化改修実施設計</p> <p><b>拡</b> 玉藻中学校：校舎等改築基本設計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 環境測定（アスベスト調査）等</li> <li>▪ 境界確定業務</li> </ul> <p><b>新</b> 学校施設長寿命化計画の作成支援業務</p>	<p>[614,318千円]</p>
<p>【債務負担行為】 令和9年度～12年度 : 3,005,383千円</p>	
<p><b>★ ・ 小・中学校バリアフリー整備事業</b></p> <p><b>【教育局総務課 学校施設整備室】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 児童生徒が、学校施設を安全かつ円滑に利用できるよう、小学校にエレベーターを設置（小学校2校）</li> </ul>	<p>[7,082千円]</p>
<p>【債務負担行為】 令和9年度 : 307,185千円</p>	

主な重点取組対象事業及び新規・拡充事業等の概要【教育局】

(★:重点取組対象事業、新:新規事業、拡:拡充事業、網掛けは新規・拡充事業)

★ 拡 **小・中学校体育館空調設備設置事業** [182,652千円]

**【教育局総務課 学校施設整備室】**

拡 熱中症対策や避難所機能の向上等を図るため、小・中学校の体育館に空調設備を設置

- ・ P F I 方式の発注に向けたアドバイザー業務委託
- ・ 古高松・古高松南小学校を洪水災害時に最初の避難所として開設するため  
先行整備の実施

拡 空調設備整備工事

【債務負担行為】 令和9年度～26年度 : 7,992,055千円

拡 **学校給食調理場整備事業【保健体育課】** [274,288千円]

- ・ 高松市学校給食共同調理場整備検討委員会の開催

拡 朝日新町学校給食センター炊飯ラインオーバーホール等

拡 朝日新町学校給食センター空調設備更新工事等

- ・ 朝日新町学校給食センター外壁改修工事

新 香川学校給食共同調理場受水槽更新工事

新 調理場空調設備設置事業

- ・ 在来工事の設計業務及びリース契約

新 香西学校給食共同調理場・香川学校給食共同調理場真空冷却器更新等

【債務負担行為】 令和9年度～17年度 : 875,192千円

拡 **高等学校管理運営事業【高松第一高等学校事務局】** [142,736千円]

- ・ 高松第一高等学校音楽科棟等保全計画に基づく、改修・更新等

- ・ 昇降機改修工事等

- ・ 屋上防水等改修工事

新 体育館空調設備設置に向けた実施設計業務

【債務負担行為】 令和9年度 : 96,129千円

★ 拡 **教育ICT整備・活用推進事業** [178,745千円]

**【総合教育センター ICT教育推進室】**

拡 1人1台端末や電子黒板などのICT機器を活用し、授業改善を推進

拡 電子黒板の整備

新 小・中学校の特別支援学級へ電子黒板を設置

- ・ ICT支援員の配置

【債務負担行為】 令和9年度～13年度 : 186,336千円

主な重点取組対象事業及び新規・拡充事業等の概要【教育局】

(★:重点取組対象事業、新:新規事業、拡:拡充事業、網掛けは新規・拡充事業)

★ <b>拡</b> <b>部活動の地域展開推進事業【学校教育課、保健体育課】</b>	[61,249千円]
<p><b>拡</b> 中学校部活動の地域展開に向けた実証事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 地域部活動展開のための検討委員会の開催</li> </ul> <p><b>拡</b> モデル校活動支援（運動部）</p> <p><b>新</b> 市内をブロックに分け、ブロック毎に地域クラブ活動を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 部活動地域展開支援コーディネーターの配置</li> <li>▪ 部活動指導員の配置支援（運動部） 30人</li> </ul> <p><b>新</b> 部活動指導員の配置支援（文化部） 5人</p> <p><b>新</b> 専用ホームページを構築し、地域展開に関する情報発信の実施</p> <p><b>新</b> 地域クラブ募集に係る事務を業務委託</p>	
★ ・ <b>地域学校協働活動推進事業【生涯学習課】</b>	[834千円]
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 「学校を核とした地域づくり」を推進</li> <li>▪ モデル校の実践支援</li> <li>▪ 地域等への周知啓発及び研修会の開催</li> <li>▪ 小・中学校への個別訪問</li> </ul>	
<b>拡</b> <b>二十歳のつどい開催事業【生涯学習課】</b>	[6,447千円]
<p><b>拡</b> 二十歳のつどい式典開催経費</p> <p><b>新</b> あなぶきアリーナ香川での式典開催</p>	
★ ・ <b>サンクリスタル高松リニューアル事業【中央図書館】</b>	[1,831,758千円]
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ サンクリスタル高松リニューアル事業</li> <li>▪ 大規模改修工事</li> <li>▪ 新図書館システム運用経費・I Cタグ購入等</li> </ul>	